

滋賀県税条例等の一部を改正する条例について

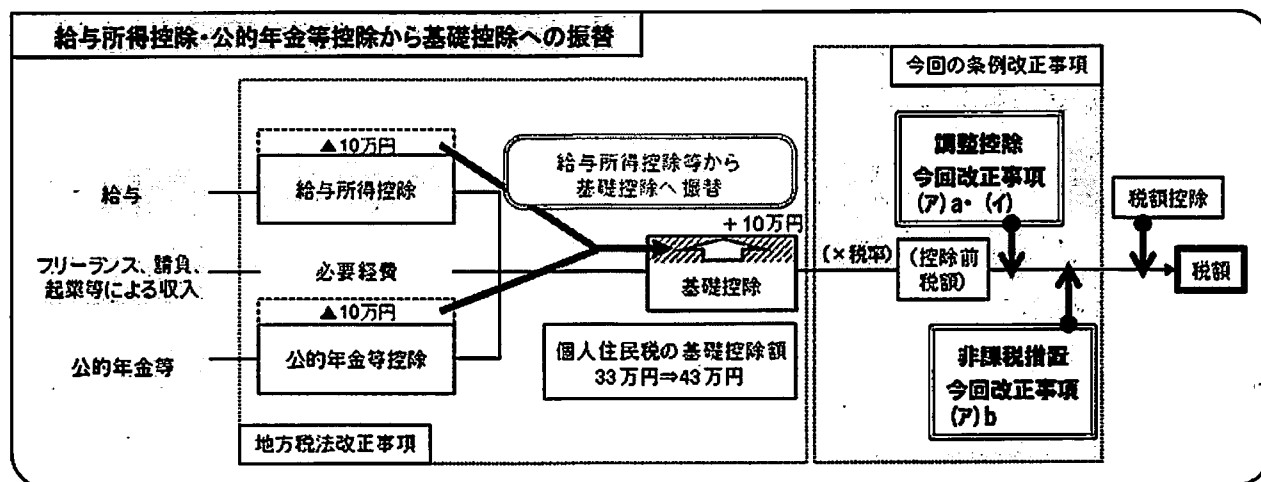
1 趣旨

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正等に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例(昭和 25 年滋賀県条例第 55 号)等の一部を改正しようとするもの。

2 概要

(1) 個人県民税

ア 個人所得課税の見直しに伴う規定の調整 <施行期日:平成33年1月1日>



(ア) 給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げることに伴う改正

給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げることに伴い、当該所得を基準とする以下の措置に係る所得要件を見直す。

a 配偶者特別控除に係る調整控除(第21条関係)

配偶者特別控除に係る調整控除の対象となる配偶者の所得要件45万円未満を55万円未満に引き上げる。

b 低所得者に対する非課税措置(付則第4条の2の2関係)

非課税の対象となる所得要件を引き上げる。

※ 低所得者非課税措置要件: $\{(35\text{万円} \times \text{家族数}) + 10\text{万円}\}$ 以下の前年合計所得金額(____は今回改正)

(イ) 基礎控除の見直しに伴う改正

前年の合計所得金額が2,500万円を超える高所得者については基礎控除を適用しないことに伴い、当該高所得者には調整控除を適用しないこととする。(第21条関係)

(2) 法人県民税・法人事業税・地方消費税

ア 大法人の電子申告の義務化 <施行期日:平成32年4月1日>

資本金の額または出資金の額が1億円を超える普通法人等について電子申告を義務付ける。

(第30条、第38条の6、第38条の19の2および付則第7条の3関係)

(3) 県たばこ税

ア 税率の引上げ

県たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。(第40条の4関係)

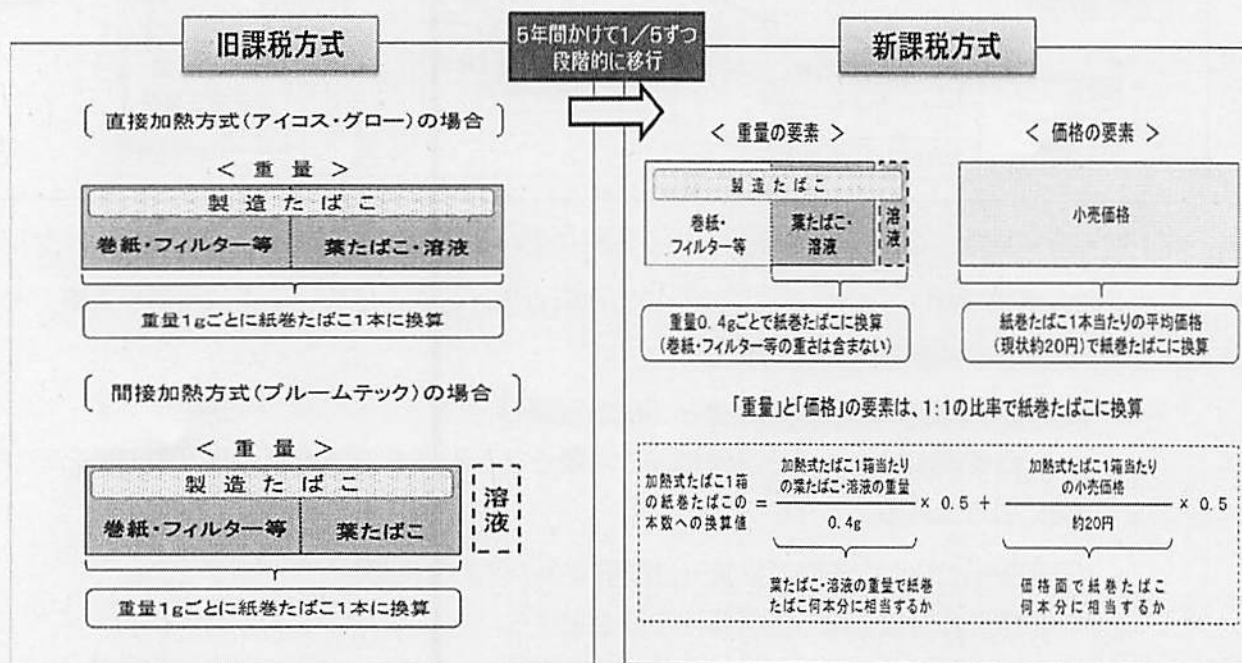
＜施行期日ごとの税率＞

(税率：円/1,000本)

施行期日	合計	県たばこ税	市町たばこ税	国たばこ税 ※たばこ特別税含む。
現行	12,244	860	5,262	6,122
平成30年10月1日	13,244	930	5,692	6,622
平成32年10月1日	14,244	1,000	6,122	7,122
平成33年10月1日	15,244	1,070	6,552	7,622

イ 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの税負担を適正にするために、加熱式たばこの製品特性を踏まえた課税方式(紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」の要素に加えて「価格」の要素の追加)へと見直しを行う。(※5年間かけて段階的に移行する。)(第40条の3関係)



＜施行期日ごとの課税方式のイメージ＞

施行期日	旧課税方式による算出額	新課税方式による算出額
平成30年10月1日	×0.8	×0.2
平成31年10月1日	×0.6	×0.4
平成32年10月1日	×0.4	×0.6
平成33年10月1日	×0.2	×0.8
平成34年10月1日		×1.0

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人県民税、法人県民税、法人事業税、地方消費税、県たばこ税等について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人県民税

ア 平成33年度以後の各年度分の個人県民税における調整控除について、(ア)および(イ)の措置を講ずることとします。（第3条による改正後の第21条関係）

(ア) 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととすること。

(イ) 平成33年度以後の各年度分の個人県民税における配偶者特別控除について、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を48万円超133万円以下（現行38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることに伴う所要の措置を講ずること。

イ 平成33年度以後の各年度分の個人県民税について、総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者については、県民税の所得割を課さないものとするに伴う所要の措置を講ずることとします。（第3条による改正後の付則第4条の2の2関係）

(2) 法人県民税

資本金の額または出資金の額（(3)において「資本金」という。）1億円超の内国法人等に対し、納税申告書の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとします。（第3条による改正後の第30条関係）

(3) 法人事業税

資本金1億円超の内国法人等に対し、納税申告書の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとします。（第3条による改正後の第38条の6関係）

(4) 地方消費税

資本金の額等が1億円超の内国法人等に対し、納税申告書の電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとします。（第3条による改正後の第38条の19の2および付則第7条の3関係）

(5) 県たばこ税

ア 次に掲げる期間における県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとします。(第1条、第3条および第4条による改正後の第40条の4関係)

(7) 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき930円

(4) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき1,000円

(9) 平成33年10月1日以後 1,000本につき1,070円

イ 加熱式たばこの課税標準を(7)および(4)のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとします。(第5条による改正後の第40条の3関係)

(7) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の一定の物品の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算すること。

(4) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算すること。

ウ イの換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとすることとします。(第1条から第4条までによる改正後の第40条の3関係)

(7) 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じた本数およびイの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じた本数の合計数

(4) 平成31年10月1日から平成32年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じた本数およびイの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じた本数の合計数

(9) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じた本数およびイの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じた本数の合計数

(エ) 平成33年10月1日から平成34年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じた本数およびイの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じた本数の合計数

エ 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等および小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととします。

(7) 平成30年10月1日(改正条例付則第6項から第12項まで関係)

(4) 平成32年10月1日(改正条例付則第14項から第20項まで関係)

(9) 平成33年10月1日(改正条例付則第21項から第27項まで関係)

3 その他

(1) この条例は公布の日から施行することとします。ただし、2(5)ア(7)、ウ(7)およびエ(7)は平成30年10月1日から、2(5)ウ(4)は平成31年10月1日から、2(2)から(4)までは平成32年4月1日から、2(5)ア(4)、ウ(4)およびエ(4)は平成32年10月1日から、2(1)は平成33

年1月1日から、2(5)ア(ウ)、ウ(エ)およびエ(ウ)は平成33年10月1日、2(5)イは平成34年10月1日から、それぞれ施行することとします。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例 新旧対照表（第1条関係）

旧	新						
第1条から第17条まで 省略	第1条から第17条まで 省略						
(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用)	(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用)						
第17条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産および負債ならびに当該信託財産に帰せられる収益および費用をいう。以下この項および次項において同じ。）および固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産および負債ならびに収益および費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第29条、第31条、第31条の2、第33条および第34条を除く。第3項において同じ。）の規定を適用する。	第17条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産および負債ならびに当該信託財産に帰せられる収益および費用をいう。以下この項および次項において同じ。）および固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産および負債ならびに収益および費用をいう。同項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第29条、第31条、第31条の2、第33条および第34条を除く。第3項において同じ。）の規定を適用する。						
2. 省略	2. 省略						
3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。						
<table><tr><td>第29条第1項第1号</td><td>資本金等の額が</td><td>当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が</td></tr></table>	第29条第1項第1号	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が	<table><tr><td>第29条第1項第1号</td><td>資本金等の額が</td><td>当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が</td></tr></table>	第29条第1項第1号	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が
第29条第1項第1号	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が					
第29条第1項第1号	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が					
<table><tr><td>第29条第1項第2号から第5号まで</td><td>資本金等の額が</td><td>当該法人に係る固有法人の資本金等の額が</td></tr></table>	第29条第1項第2号から第5号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が	<table><tr><td>第29条第1項第2号から第5号まで</td><td>資本金等の額が</td><td>当該法人に係る固有法人の資本金等の額が</td></tr></table>	第29条第1項第2号から第5号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が
第29条第1項第2号から第5号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が					
第29条第1項第2号から第5号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が					

第29条第3項から 第5項まで	の資本金等) の額	に係る固有法人の資本金等の額
--------------------	--------------	----------------

4 省略

第18条から第37条まで 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の2 省略

2 省略

3 前条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）である者に対しては、付加価値割および資本割を課さない。

4 みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人の行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課さない。

5および6 省略

第38条から第39条まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

4 省略

第18条から第37条まで 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の2 省略

2 省略

3 前条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合には_____、当該受託者である個人）について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）である者に対しては、付加価値割および資本割を課さない。

4 みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人の行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合には_____、当該受託者である個人）について、第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課さない。

5および6 省略

第38条から第39条まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略

2 から16まで 省略

17 社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮

者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第39条の3 から第40条の2まで 省略

（たばこ税の課税標準）

第40条の3 たばこ税の課税標準は、第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等

に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1グラム
イ 葉巻たばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム

第39条の2 省略

2 から16まで 省略

17 社会福祉法人その他施行令第39条の2の3に規定する者が直接生活困窮

者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第39条の3 から第40条の2まで 省略

（たばこ税の課税標準）

第40条の3 たばこ税の課税標準は、第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。）

に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム

(3) かぎ用の製造たばこ

2グラム

(3) かぎ用の製造たばこ

2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額および第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

3 前項 _____ の規定により重量 _____ を本数 _____ に換算する場合の計算 _____ に関し必要な事項は、施行令第39条の9 _____ に定めるところによる。
(たばこ税の税率)

4 前2項に定めるもののほか、これらの規定により重量または金額を本数 _____ に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行令第39条の9の2 _____ に定めるところによる。
(たばこ税の税率)

第40条の4 たばこ税の税率は、1,000本につき860円とする。

第40条の5 から第41条まで 省略

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第41条の2 公益財団法人日本体育協会 (昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。)が開催する競技会であつて知事が指定するものにおいて選手として利用する者のゴルフ場の利用に対しては、別に利用料金の定めがあり、その利用料金が通常の利用料金に比較し2割以上軽減されている場合に限り、ゴルフ場利用税を課さない。

第41条の2の2 から第70条まで 省略

(身体障害者等に関する自動車税の減免)

第71条 省略

(1)および(2) 省略

2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名および住所ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所および年齢
- (3) 自動車を運転する者の氏名および住所ならびに身体障害者等との関

第40条の4 たばこ税の税率は、1,000本につき930円とする。

第40条の5 から第41条まで 省略

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第41条の2 公益財団法人日本スポーツ協会 (昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。)が開催する競技会であつて知事が指定するものにおいて選手として利用する者のゴルフ場の利用に対しては、別に利用料金の定めがあり、その利用料金が通常の利用料金に比較し2割以上軽減されている場合に限り、ゴルフ場利用税を課さない。

第41条の2の2 から第70条まで 省略

(身体障害者等に関する自動車税の減免)

第71条 省略

(1)および(2) 省略

2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名および住所ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所および年齢
- (3) 自動車を運転する者の氏名および住所ならびに身体障害者等との関

係

(4) 使用目的

(5) 第60条第2項第2号から第6号までに掲げる事項

(6) その他知事が必要と認める事項

3 第1項第2号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名および住所

(2) 使用目的

(3) 第1項第2号の特別の仕様の内容(4) 第60条第2項第2号から第6号までに掲げる事項

第72条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から13まで 省略

14 都市再生特別措置法第109条の6第2項第1号に規定する者が同法第109条の8の規定による公告があつた同法第109条の6第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適

係

(4) 使用目的

(5) 自動車登録番号

(6) その他知事が必要と認める事項

3 第1項第2号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名および住所

(2) 使用目的

(3) 自動車登録番号(4) その他知事が必要と認める事項

第72条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から13まで 省略

14 都市再生特別措置法第109条の6第2項第1号に規定する者が同法第109条の8の規定による公告があつた同法第109条の6第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適

正化計画に記載された同条第10項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第17項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

- 15 租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第13条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

（不動産取得税の減額等）

- 第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の19に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請に

正化計画に記載された同条第10項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第17項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

- 15 租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第13条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

（不動産取得税の減額等）

- 第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の20に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請に

より、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2から4まで 省略

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で政令で定める

もの（以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6および7 省略

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性

より、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2から4まで 省略

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの（以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、

当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6および7 省略

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性

能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

第9条の2から第10条まで 省略

（自動車取得税の税率の特例）

第10条の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とす

能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

第9条の2から第10条まで 省略

（自動車取得税の税率の特例）

第10条の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（付則第10条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とす

る。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第4条の4第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。付則第10条の2の3第1項から第4項までにおいて同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。)に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

(7) 省略

- (イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 省略

る。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第4条の4第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。付則第10条の2の3第1項から第4項までにおいて同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。)に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

(7) 省略

- (イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 省略

(2) 省略

3 から 8 まで 省略

第10条の2の2 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の3 省略

2 から 8 まで 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（総務省令で定める

ものに限る。）またはバス（総務省令で定める

ものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項

から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして

(2) 省略

3 から 8 まで 省略

第10条の2の2 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の3 省略

2 から 8 まで 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8

項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6の2

第9項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして

定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この条

において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）

のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6の2第12項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項から第13項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(4) 省略

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成

定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの

（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）

のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第12項に規定するもの（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項から第13項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(4) 省略

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成

24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制
動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降
に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準
のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制
動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定める

ものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの
の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年
11月1日から平成31年3月31日までに行為されたときに限り、同項中「取得
価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- 11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車
両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとし
て定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により
平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽
減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安
定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で
定める ものに限る。）で初めて新規登録等を受
けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得
が平成30年10月31日までに行為されたときに限り、同項中「取得価額」とあ
るのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- 12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動
制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に
規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第
44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4
号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行為されたとき
に限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除し
て得た額」とする。

(1)から(4)まで 省略

24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制
動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降
に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準
のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制
動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の
6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの
の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年
11月1日から平成31年3月31日までに行為されたときに限り、同項中「取得
価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

ものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの
の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年
11月1日から平成31年3月31日までに行為されたときに限り、同項中「取得
価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- 11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車
両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとし
て定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により
平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽
減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安
定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附
則第4条の6の2第15項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受
けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得
が平成30年10月31日までに行為されたときに限り、同項中「取得価額」とあ
るのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- 12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動
制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第16項に
規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第
44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4
号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行為されたとき
に限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除し
て得た額」とする。

(1)から(4)まで 省略

- 13 バス等および車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6第16項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。
- 14 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の2の4から第10条の2の8まで 省略

（自動車税の税率の特例）

第10条の3 省略

2 省略

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)から(3)まで 省略

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条および次条において「エネルギー消費

- 13 バス等および車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第17項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。
- 14 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第18項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の2の4から第10条の2の8まで 省略

（自動車税の税率の特例）

第10条の3 省略

2 省略

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)から(3)まで 省略

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条および次条において「エネルギー消費

効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第5項および第6項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの(次項から第6項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第6項に規定するもの

(5) 省略

4から7まで 省略

第10条の3の2から第13条まで 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

(1)および(2) 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4または第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定す

費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第5項および第6項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの(次項から第6項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第6項に規定するもの

(5) 省略

4から7まで 省略

第10条の3の2から第13条まで 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

(1)および(2) 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定す

る優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 省略

第13条の2の2から第14条の3の2まで 省略

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の3 省略

2 省略

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、同法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 省略

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13の8第5項に規定する事由による移管を除く。以下この号および第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管が

る優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 省略

第13条の2の2から第14条の3の2まで 省略

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の3 省略

2 省略

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、同法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 省略

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13の8第8項に規定する事由による移管を除く。以下この号および第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管が

あつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3)から(5)まで 省略

4 省略

以下 省略

あつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3)から(5)まで 省略

4 省略

以下 省略

滋賀県税条例 新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条から第40条の2まで 省略 （たばこ税の課税標準） 第40条の3 省略 2 省略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）から（3）まで 省略 4 省略 以下 省略	第1条から第40条の2まで 省略 （たばこ税の課税標準） 第40条の3 省略 2 省略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）から（3）まで 省略 4 省略 以下 省略

滋賀県税条例 新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条から第16条まで 省略	第1条から第16条まで 省略
(県民税の納税義務者等)	(県民税の納税義務者等)
第17条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額および所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額および法人税割額の合算額によつて、第2号および第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第5号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。	第17条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額および所得割額の合算額により、第3号に掲げる者に対しては均等割額および法人税割額の合算額により、第2号および第4号に掲げる者に対しては均等割額により、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額により、第5号に掲げる者に対しては利子割額により、第6号に掲げる者に対しては配当割額により、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。
(1)から(7)まで 省略	(1)から(7)まで 省略
2 省略	2 省略
3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、マンション建替組合およびマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものおよび次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割	3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、マンション建替組合およびマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものおよび次項の規定により
は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。	法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。
4 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含	4 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含

む。以下県民税について「人格のない社団等」という。)または法人課税
信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節

の規定を適用する。

- 5 第1項第2号に掲げる者については、市町民税を均等割によつて課する
市町ごとに1の納税義務があるものとして県民税を課する。

第17条の2から第20条まで 省略

(所得割の調整控除)

第21条 所得割の納税義務者に

ついては、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所
得金額および課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課
税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のう
ちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場
合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金
額を加算した金額

(省略)

(7) 自己と生計を一にする法第3 4条第1項第10号の2に規定する 配偶者(前年の合計所得金額が 45万円未満である者に限る。) で控除対象配偶者に該当しな いものを有する所得割の納税 義務者(当該配偶者が同号に規	ア イに掲げる場合以外の場合 5万円(当該納税義務者の前 年の合計所得金額が900万円を 超え950万円以下である場合に は4万円、当該納税義務者の前 年の合計所得金額が950万円を 超え1,000万円以下である場合
--	--

む。以下県民税について「人格のない社団等」という。)または法人課税
信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節

(第30条第2項から
第5項までを除く。)の規定を適用する。

- 5 第1項第2号に掲げる者については、市町民税を均等割により 課する
市町ごとに1の納税義務があるものとして県民税を課する。

第17条の2から第20条まで 省略

(所得割の調整控除)

第21条 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に

ついては、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所
得金額および課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課
税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のう
ちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場
合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金
額を加算した金額

(省略)

(7) 自己と生計を一にする法第3 4条第1項第10号の2に規定する 配偶者(前年の合計所得金額が 55万円未満である者に限る。) で控除対象配偶者に該当しな いものを有する所得割の納税 義務者(当該配偶者が同号に規	ア イに掲げる場合以外の場合 5万円(当該納税義務者の前 年の合計所得金額が900万円を 超え950万円以下である場合に は4万円、当該納税義務者の前 年の合計所得金額が950万円を 超え1,000万円以下である場合
--	--

定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)	には2万円) イ 当該配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合 3万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円）
--	--

(省略)

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 省略

第21条の2から第29条まで 省略

(法人の県民税の申告納付)

第30条 県民税の納税義務を有する法人は、法第53条および第57条に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した県民税額を納付書によつて納付しなければならない。

定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)	には2万円) イ 当該配偶者の前年の合計所得金額が50万円以上55万円未満である場合 3万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円）
--	--

(省略)

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 省略

第21条の2から第29条まで 省略

(法人の県民税の申告納付)

第30条 県民税の納税義務を有する法人は、法第53条および第57条に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した県民税額を納付書によつて納付しなければならない。

2 特定法人である内国法人は、前項の規定により、同項に規定する申告書（以下この項から第4項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の県民税の申告については、前項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第4項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法その他総務

省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

3 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

(1) 納税申告書に係る事業年度または連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年4月1日）現在における資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人

(2) 保険業法に規定する相互会社

(3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人（第1号に掲げる法人を除く。）

(4) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（第1号に掲げる法人を除く。）

4 第2項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

5 第2項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第31条から第36条の20まで 省略

（事業税の納税義務者等）

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に

第31条から第36条の20まで 省略

（事業税の納税義務者等）

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に

掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、第3項に規定する法人でない社団または財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、

資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社

ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）ならびにこれらの法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 省略

2 省略

3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業（施行令第15条に規定する事業をいう。）または法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

4 省略

第37条の2から第38条の4まで 省略

（法人の事業税の申告納付の期間）

第38条の5 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第37条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割および所得割とする。）または収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各

掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、第3項に規定する法人でない社団または財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律

第2条第12項に規定する投資法人をいう。第38条の6第2項において同じ。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律

第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。第38条の6第2項において同じ。）ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）ならびにこれらの法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 省略

2 省略

3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業（施行令第15条に規定する事業をいう。）または法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、この節（第38条の6を除く。）の規定を適用する。

4 省略

第37条の2から第38条の4まで 省略

（法人の事業税の申告納付 ）

第38条の5 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割（第37条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割および所得割とする。）または収入割について、次の各号に掲げる区分に従い、

号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる

(1) 法第72条の25第1項または第72条の28第1項

に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項（法第72条の28第2項_____において準用する場合を含む。）、法第72条の25第4項（法第72条の28第2項_____において準用する場合を含む。）、法第72条の25第6項（法第72条の28第2項_____において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第2項または同条第7項（法第72条の28第2項_____において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第4項の規定により知事（本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。）の承認を受けた法人については、その指定した日まで

ア 法第72条の25第3項（法第72条の28第2項_____

において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人（法第72条の25第14項（法第72条の28第2項_____において準用する場合を含む。）の規定により法第72条の25第3項の規定の適用がないものとみなして同条第2項の規定を適用される法人を除く。） 各事業年度（同条第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。アにおいて同じ。）終了の日から3月以内（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内）

(7) および(イ) 省略

イ 法第72条の25第5項（法第72条の28第2項_____

において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人（法第72条の25第14項（法第72条の28第2項_____にお

それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書によつて納付しなければならない。

(1) 法第72条の25第1項、第72条の28第1項または第72条の29第1項

に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第4項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第6項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第2項または同条第7項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第4項の規定により知事（本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。）の承認を受けた法人については、その指定した日まで

ア 法第72条の25第3項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項

において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人（法第72条の25第14項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第72条の25第3項の規定の適用がないものとみなして同条第2項の規定を適用される法人を除く。） 各事業年度（同条第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。アにおいて同じ。）終了の日から3月以内（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内）

(7) および(イ) 省略

イ 法第72条の25第5項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項

において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人（法第72条の25第14項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項にお

いて準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。) 各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。イにおいて同じ。)終了の日から4月以内(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内)

(7)および(イ) 省略

ウ アおよびイに掲げる法人以外の法人 各事業年度終了の日から2月以内(

法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有しない法人が第38条の13に規定する納税管理人の申告をしないで法の施行地に事務所または事業所を有しないこととなる場合においては、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所または事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)

(2) 省略

(3) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内

(4) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

2 法第72条の33第3項の規定によつて修正申告納付する法人が当該修正申告納付すべき期間は、同条同項に規定する税務官署が更正または決定の通知をした日から1月以内とする。

いて準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。) 各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。イにおいて同じ。)終了の日から4月以内(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内)

(7)および(イ) 省略

ウ アおよびイに掲げる法人以外の法人 各事業年度終了の日から2月以内(法第72条の25第1項または第72条の28第1項に規定する法人のうち法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有しない

外国法人が第38条の13に規定する納税管理人の申告をしないで法の施行地に事務所または事業所を有しないこととなる場合においては、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所または事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)

(2) 省略

(3) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

2 法第72条の31第2項の規定により修正申告納付する法人は、同項に規定する修正申告書を知事に提出し、およびその修正により増加した事業税額を納付書によつて納付しなければならない。

3 法第72条の31第3項の規定により修正申告納付する法人は、同項の税務官署が更正または決定の通知をした日から1月以内に、同項に規定する修正申告書を知事に提出し、およびその修正により増加した事業税額を納付書によつて納付しなければならない。

第38条の6 削除

第38条の6の2から第38条の15まで 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第38条の16 地方消費税は、法人および事業を行う個人（以下この節において「事業者」という。）の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第38条の6 特定法人である内国法人は、前条の規定により、同条第1項に規定する申告書または同条第2項もしくは第3項に規定する修正申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の事業税の申告については、前条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第3項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- (1) 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 保険業法に規定する相互会社
- (3) 投資法人（第1号に掲げる法人を除く。）
- (4) 特定目的会社（第1号に掲げる法人を除く。）

3 第1項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 第1項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第38条の6の2から第38条の15まで 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第38条の16 地方消費税は、法人および事業を行う個人（以下この節において「事業者」という。）の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年

法律第108号) 第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)ならびに同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。) および特定課税仕入れ(消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。) については、当該事業者(消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者および同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。) に対し、譲渡割によつて、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く。) については、県内に所在する消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から当該課税貨物を引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

2 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節 _____ の規定を適用する。

3 省略

第38条の16の2から第38条の19まで 省略

法律第108号) 第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)ならびに同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。) および特定課税仕入れ(消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。) については、当該事業者(消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者および同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。) に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く。) については、県内に所在する消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から当該課税貨物を引き取る者に対し、貨物割により 課する。

2 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節 (第38条の19の2を除く。) の規定を適用する。

3 省略

第38条の16の2から第38条の19まで 省略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例)

第38条の19の2 特定法人(消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。)である事業者は、前条の規定により、同条に規定する申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされている譲渡割の申告については、前条の規定にかかわらず、総務省令で定めると

第38条の20から第40条の2まで 省略

(たばこ税の課税標準)

第40条の3 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)から(3)まで 省略

4 省略

(たばこ税の税率)

第40条の4 たばこ税の税率は、1,000本につき930円とする。

ころにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、総務省令で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第38条の20から第40条の2まで 省略

(たばこ税の課税標準)

第40条の3 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)から(3)まで 省略

4 省略

(たばこ税の税率)

第40条の4 たばこ税の税率は、1,000本につき1,000円とする。

第40条の5から第150条まで 省略

付 則

第1条から第4条の2まで 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額

(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)から(3)まで 省略

2 省略

第4条の3から第5条の3まで 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条、次条および付則第21条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第

第40条の5から第150条まで 省略

付 則

第1条から第4条の2まで 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、

当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)から(3)まで 省略

2 省略

第4条の3から第5条の3まで 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条、次条および付則第21条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第

3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)および(2) 省略

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2から5まで 省略

第5条の4の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 省略

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租

3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)および(2) 省略

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2から5まで 省略

第5条の4の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 省略

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租

税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条または所得税法第95条もしくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2から4まで 省略

第5条の5から第7条の2の5まで 省略

(譲渡割の申告および納付の特例)

第7条の3 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第38条の19第1項および第2項の規定による申告については、同条第1項および第2項中「知事」とあるのは、「税務署長」とする。

税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条または所得税法第95条もしくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2から4まで 省略

第5条の5から第7条の2の5まで 省略

(譲渡割の申告および納付の特例)

第7条の3 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第38条の19および第38条の19の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第38条の19第1項および第2項	知事	税務署長
第38条の19の2第1項	法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項および第3項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理

		組織をいう。)を使用する 方法として総務省令で 定める方法により
第38条の19の2	法第762条第1号の機構	同項の国税庁
第3項	電子計算機（入出力装置 を含む。）	電子計算機
	知事	税務署長

2 省略

以下 省略

2 省略

以下 省略

滋賀県税条例 新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条から第40条の2まで 省略 （たばこ税の課税標準） 第40条の3 省略 2 省略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）から（3）まで 省略 4 省略 （たばこ税の税率） 第40条の4 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,000円</u>とする。 以下 省略	第1条から第40条の2まで 省略 （たばこ税の課税標準） 第40条の3 省略 2 省略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）から（3）まで 省略 4 省略 （たばこ税の税率） 第40条の4 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,070円</u>とする。 以下 省略

滋賀県税条例 新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条から第40条の2まで 省略	第1条から第40条の2まで 省略
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第40条の3 たばこ税の課税標準は、第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（ <u>第3項第3号ア</u> において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。	第40条の3 たばこ税の課税標準は、第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（ <u>第3項第2号ア</u> において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。
2 省略	2 省略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、 <u>第1号</u> に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、 <u>第2号</u> に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数および <u>第3号</u> に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、 <u>次</u> に掲げる方法により換算した
(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法	紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(削除)
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(1) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
アおよびイ 省略	(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
4 省略	アおよびイ 省略
以下 省略	4 省略
	以下 省略

滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第50号） 新旧対照表（第6条関係）

旧	新
付 則 1 から6まで 省略 （県たばこ税に関する経過措置） 7 省略 8 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、<u>28年新条例</u> 第40条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）および（2） 省略 （3）平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき656円 9 から18まで 省略 19 <u>平成31年4月1日</u>前に28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>204円</u>とする。	付 則 1 から6まで 省略 （県たばこ税に関する経過措置） 7 省略 8 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、<u>滋賀県税条例</u>第40条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）および（2） 省略 （3）平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき656円 9 から18まで 省略 19 <u>平成31年10月1日</u>前に28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>274円</u>とする。

20 付則第10項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第10項	前項に	付則第19項に
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
付則第10項第2号	前項	付則第19項
付則第11項	付則第9項	付則第19項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第13項において準用する同条第2項
付則第12項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
付則第13項	付則第9項	付則第19項
	同項	同項および付則第10項
	付則第10項	付則第20項において準用する付則第10項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
付則第14項	付則第9項	付則第19項

以下 省略

20 付則第10項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第10項	前項に	付則第19項に
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
付則第10項第2号	前項	付則第19項
付則第11項	付則第9項	付則第19項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第13項において準用する同条第2項
付則第12項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
付則第13項	付則第9項	付則第19項
	同項	同項および付則第10項
	付則第10項	付則第20項において準用する付則第10項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
付則第14項	付則第9項	付則第19項

以下 省略

滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号） 新旧対照表（第7条関係）

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。	第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。
(中略)	(中略)
第71条の見出しおよび同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第65条」を「第73条の11」に、「ちよう付し」を「貼付し」に改め、同項第5号中「第60条第2項第2号」を「第73条の4第2項第2号」に改め、同条第3項中「第65条」を「第73条の11」に、「ちよう付し」を「貼付し」に改め、同項第1号中「および住所」を「または名称および住所または主たる事務所の所在地」に改め、同項第4号中「第60条第2項第2号」を「第73条の4第2項第2号」に改め、同条を第73条の14とする。	第71条の見出しおよび同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第65条」を「第73条の11」に、「ちよう付し」を「貼付し」に改め、同条第3項中「第65条」を「第73条の11」に、「ちよう付し」を「貼付し」に改め、同項第1号中「および住所」を「または名称および住所または主たる事務所の所在地」に改め、同条を第73条の14とする。
以下 省略	以下 省略